

邑楽郡青少推だより 第11号

令和2年10月1日発行



道路上に不法に掲出されている違反広告物は、地域の景観や住民の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、車両や歩行者の妨げにもなります。

県は、違反広告物の除却活動に協力できる県民に、違反簡易広告物の除却権限を委任することによって、自主的に違反広告物の除却活動ができる「群馬県違反広告物除却活動指導員」制度を創設し、県民と行政が協力しながら活動を行っています。この活動に協力するため、青少推も『違反広告物除却活動団体』として登録しています。

しかし、平成29年度から、県青少推が市町村の実能に応じた任意の活動と位置づけたため、活動団体の登録も任意となりました。

郡青少推では、各町の活動団体の登録の有無に関わらず、推進員の皆様に、違反広告物除却活動について研修していただく予定でしたが、新型コロナウイルスの影響で、各町の正副会長さんに、各町を代表して講習会を受講していただくことになりました。

皆様には、当日の配布資料を送付させていただきますので、ぜひご一読ください。

違反広告物除却活動講習会

日時： 令和2年10月15日（木）18時20分～18時50分

場所： コスメ・ニスト千代田町プラザ

対象： 各町青少推正副会長及び事務局

*簡易広告物（はり紙、はり札等、広告旗、立て看板等）の例



発行/ 邑楽郡青少年育成推進員連絡協議会

編集・印刷/ 東部教育事務所生涯学習係

〒373-0033 太田市西本町60-27

TEL:0276-31-7151/FAX:0276-31-7101